

児玉地域救急医療対策協議会設置要綱

(設置)

第1条 本庄市、美里町、神川町、及び上里町（以下「児玉地域」という。）における救急医療体制の整備及び促進に関する諸問題を協議するため、児玉地域救急医療対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次の事項について協議する。

- (1) 初期救急医療体制の整備、促進に関すること。
- (2) 第二次救急医療体制の整備、促進及び運営に関すること。
- (3) 災害発生等緊急時の救急医療に関すること。
- (4) 救急医療思想の普及啓発に関すること。
- (5) その他救急医療に関すること。

(構成)

第3条 この協議会の構成員は、児玉地域の次の職にある者をもって充てる。

- (1) 市町長
- (2) 医師会長
- (3) 医師会救急医療担当理事
- (4) 歯科医師会長
- (5) 第二次救急医療参加病院長
- (6) 薬剤師会長
- (7) 消防長
- (8) 保健所長
- (9) その他

(役員)

第4条 この協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1人
- (2) 副会長 1人

(役員を選出)

第5条 役員は、次の各号の定める職にある者をもって充てる。

- (1) 会 長 児玉郡市広域市町村圏組合管理者の職にある市町長
- (2) 副会長 医師会長

(役員の仕事)

第6条 役員の仕事は、次の各号に定める。

- (1) 会 長 この協議会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長 会長を補佐し、会長に事故あるときは会長の職務を代理する。

(会議)

第7条 会議の運営は、次の各号に定める。

- (1) 招集は、会長が行う。
- (2) 会議は、構成員の過半数が出席しなければ開会することができない。
- (3) 議長は、会長を充てる。
- (4) 議事は、出席者(議長を除く。)の過半数で決し、可否同数の場合は、議長が決する。

(会議の公開)

第8条 協議会の会議は、原則として公開とする。ただし、出席委員の三分の二以上の多数で議決したときは、公開しないことができる。

(庶務)

第9条 この協議会の庶務は、保健所において処理する。

(定めのない事項)

第10条 前各条に定めのない事項は、協議会で定める。

附 則

この要綱は、議決の日(平成3年2月1日)から施行する。

この要綱は、議決の日(平成9年2月24日)から施行する。

この要綱は、議決の日(平成18年3月3日)から施行する。